

S5-24 土壌・地下水汚染の措置・対策時の技術適用に関するアンケートの集計結果について(平成23年度実態調査)

○保賀康史¹・古市 登¹・加洲教雄¹・青木陽士¹・技術実態調査検討部会¹
¹ (一社) 土壌環境センター

1. 調査目的

法・条例等に規定される汚染状況調査結果や指示などに基づいて適用される措置・対策方法について情報が少ない。
 従来の実態調査等では明確な技術動向などが十分に把握されて技術向上に反映されてきたとは言い難い。



「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂版(2011)」を参考にして、
技術分類等を整理し、アンケート調査を実施。

2. 調査内容

(1) 実施時期: 平成24年8月1日～9月21日(平成23年度案件を対象)

(2) 質問項目

① 対策の契機

② 対象となった汚染物質

③ 選択された措置・対策技術

④(③で土壌汚染の除去を選んだ場合に)

⑤(④で掘削除去を選んだ場合に)

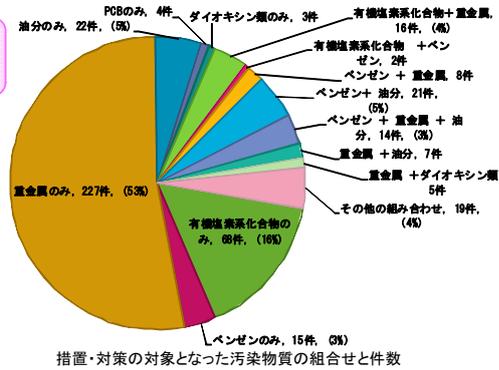
⑥(④で原位置除去を選んだ場合に)

(3) 回答者情報

会員企業129社を対象。65社から回答(回収率50.4%)

調査票回収数 431件

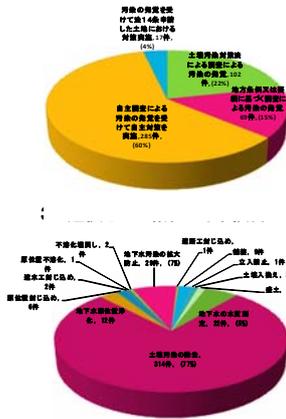
各サイト別に契機、汚染物質(複合あり)、選択した措置・対策技術の回答を得ることで、技術動向を把握する。(規模・金額は質問していない)



措置・対策の対象となった汚染物質の組合せと件数

3. 実態調査から得られた結果

3.1 対策の契機



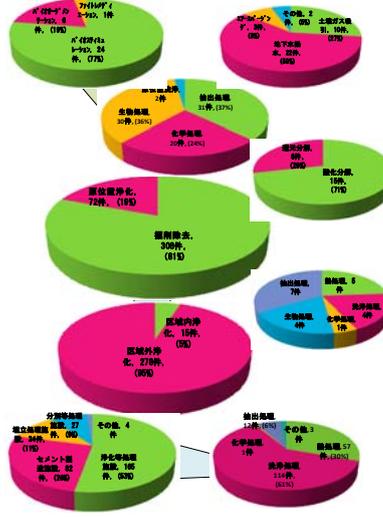
(a) 土壌溶出量基準不適合の場合(計407件)

3.2 措置・対策の理由(複数回答あり)



(b) 土壌含有量基準不適合の場合(計166件)

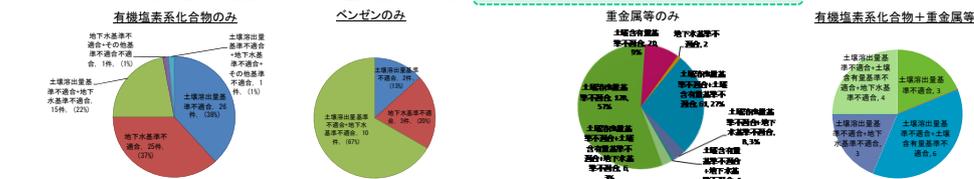
重金属対策の顕著な傾向



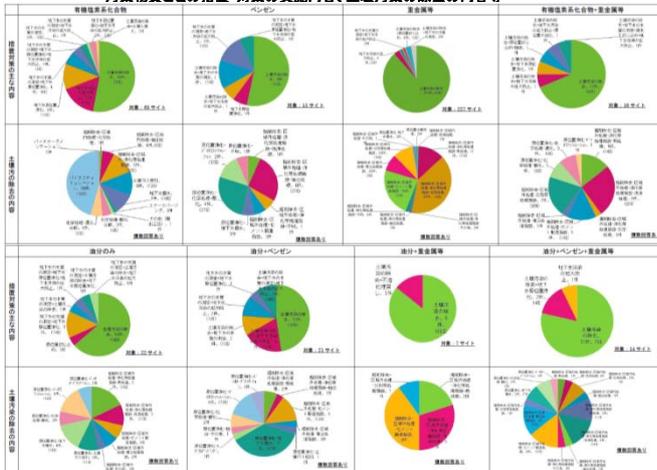
土壌汚染の除去で選択された措置・対策技術

3.4 物質の種類ごとにみた措置・対策の理由と実施内容

汚染物質の種類によって契機に明らかな違いがある



汚染物質ごとの措置・対策の実施内容、土壌汚染の除去の内容等



汚染物質の種類が複数になると措置・対策技術も1種類でなく2種類以上の技術が選択される割合が高くなっている。

油分のように、汚染物質の組成が複雑になると、原位置浄化よりも掘削除去が多く選択される

4. おわりに

平成22年の改正土壌汚染対策法の施行により、汚染土壌を極力汚染サイト外へ搬出することなく、より安価な費用で措置・対策することが期待されているが、平成23年度中でも、まだまだ掘削除去が主な対策方法となっていることが、本調査の結果から明らかになった。
 特に、重金属等を対象とする措置・対策では、区域指定の解除や土地売買を目的とする、掘削除去に頼らざるを得ない現状があるためと考えられる。ただ、前年度に比べ、土壌汚染の除去以外の選択肢もわずかではあるが増加しており、土壌汚染の除去一辺倒から変わりつつあるという兆候も見られた。平成23年度には、土壌汚染対策法施行規則の一部改正により、自然由来特例区域等の区分が規定され、法第14条(自主申請)の活用も図られている。これらのことが措置・対策の技術適用にどのように影響していくかを把握していく必要がある。
 本アンケートを今後も毎年継続していくことで、対策方法や技術の動向について実態把握を進め、技術開発や対策検討の糧となるよう図ってきたい。